

館林地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 11 月 4 日

館林地区消防組合

管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合規則第 14 号

館林地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年館林地区消防組合規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 中「条例第 7 条」を「条例第 7 条第 2 号」に改め、「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の館林地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の規定は、令和 7 年 10 月 1 日より適用する。